

香川県歴史博物館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第5号

香川県歴史博物館規則の一部を改正する規則

香川県歴史博物館規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>香川県立ミュージアム規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県立ミュージアム条例</u>（平成11年香川県条例第6号。以下「条例」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、<u>香川県立ミュージアム</u>（以下「<u>ミュージアム</u>」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 <u>ミュージアム</u>は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 歴史、<u>芸術</u>及び民俗に関する資料（以下「資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 歴史、<u>芸術</u>及び民俗についての講演会、講習会等を開催すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>ミュージアム</u>の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 <u>ミュージアム</u>（瀬戸内海歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）及び香川県文化会館（以下「文化会館」という。）を除く。次条第1項において同じ。）の開館時間は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外の施設 午前9時から午後5時まで（<u>特別展示室で展覧会を開催している期間中の金曜日</u>にあつては、<u>午前9時から午後7時30分まで</u>）</p> <p>(2) 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>香川県歴史博物館規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県歴史博物館条例</u>（平成11年香川県条例第6号。以下「条例」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、<u>香川県歴史博物館</u>（以下「<u>博物館</u>」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 <u>博物館</u>は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 歴史及び民俗に関する資料（以下「資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 歴史及び民俗についての講演会、講習会等を開催すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>博物館</u>の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 <u>博物館</u>（瀬戸内海歴史民俗資料館を除く。次条第1項において同じ。）の開館時間は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外の施設 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 駐車場 午前9時から午後10時まで</p>

2 資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 文化会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

4 教育委員会は、必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

2 資料館の休館日は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

3 文化会館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。

4 教育委員会は、必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、臨時に、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(利用の許可を要する施設)

第5条 ミュージアムのうち条例第4条の許可を受けなければならない施設は、特別展示室、講堂及び研修室（以下「特別展示室等」という。）とする。

(利用の許可)

第6条 条例第4条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、香川県立ミュージアム利用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の香川県立ミュージアム利用許可申請書は、利用しようとする日（2日以上継続して利用しようとする場合は、その初日）の1年前から7日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 略

(1) ミュージアムの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) ミュージアムの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる

(3) 企画展示室 午前9時から午後5時まで（金曜日にあつては、午前9時から午後7時30分まで）

2 瀬戸内海歴史民俗資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

2 瀬戸内海歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(利用の許可を要する施設)

第5条 博物館のうち条例第4条の許可を受けなければならない施設は、企画展示室、講堂及び研修室（以下「企画展示室等」という。）とする。

(利用の許可)

第6条 条例第4条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、香川県歴史博物館利用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の香川県歴史博物館利用許可申請書は、利用しようとする日（2日以上継続して利用しようとする場合は、その初日）の1年前から7日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

(1) 博物館の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 博物館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

とき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、ミュージアムの管理上支障があると認められるとき。

4 利用許可には、ミュージアムの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の許可の変更)

第7条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第4条後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、香川県立ミュージアム利用許可変更申請書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 略

(利用の中止の届出)

第8条 利用者は、施設の利用を中止しようとするときは、香川県立ミュージアム利用中止届（第3号様式）により、教育委員会に届け出なければならない。

(使用料)

第9条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアムの項に規定する教育委員会規則で定める額並びに特別展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第10条 略

(1)・(2) 略

(3) 特別展示室等を利用する日（2日以上継続して利用する場合は、その初日）の1月前までに第8条の規定による届出があったとき。 半額

(観覧料の免除)

(3) 前2号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められるとき。

4 利用許可には、博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の許可の変更)

第7条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第4条後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、香川県歴史博物館利用許可変更申請書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 略

(利用の中止の届出)

第8条 利用者は、施設の利用を中止しようとするときは、香川県歴史博物館利用中止届（第3号様式）により、教育委員会に届け出なければならない。

(使用料)

第9条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県歴史博物館の項に規定する教育委員会規則で定める額並びに企画展示室を分割して利用する場合の使用料、利用時間を分割して利用する場合の使用料、午後5時後の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の使用料を還付する。

(1)・(2) 略

(3) 企画展示室等を利用する日（2日以上継続して利用する場合は、その初日）の1月前までに第8条の規定による届出があったとき。 半額

(観覧料の免除)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者については、歴史展示室、企画展示室及び特別展示室の観覧料を免除する。

(1)～(5) 略

(6) 学校等における教育活動として、学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者を引率の上入室する者

2～7 略

(観覧料の減額)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者については、歴史展示室、企画展示室及び特別展示室の観覧料を団体で利用する場合における歴史展示室、企画展示室及び特別展示室の観覧料に相当する額に減額する。

(1)～(3) 略

2・3 略

(利用の許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又はミュージアムの利用の停止を命ずることができる。

(1)～(5) 略

(入館の拒否等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ミュージアムへの入館を拒否し、又はミュージアムからの退館を命ずることができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、ミュージアムの管理上支障があると認められる者

(損害賠償の責任)

第15条 略

2 ミュージアムの施設、設備、器具、展示品等を損傷させ、又は滅失させ

第11条 次の各号のいずれかに該当する者については、総合展示室及び部門展示室の観覧料を免除する。

(1)～(5) 略

(6) 学校における教育活動として入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒並びにこれらの者の引率を行う者

(7) 日曜日、土曜日又は休日（1月1日を除く。）に入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒

2～7 略

(観覧料の減額)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者については、総合展示室及び部門展示室の観覧料を団体で利用する場合における総合展示室及び部門展示室の観覧料に相当する額に減額する。

(1)～(3) 略

2・3 略

(利用の許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は博物館の利用の停止を命ずることができる。

(1)～(5) 略

(入館の拒否等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、博物館への入館を拒否し、又は博物館からの退館を命ずることができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償の責任)

第15条 略

2 博物館の施設、設備、器具、展示品等を損傷させ、又は滅失させた者は、

た者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

- 3 ミュージアムに保管を委託された資料が、災害その他の不可抗力によって損傷し、又は滅失した場合は、損害賠償の責任を負わない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、ミュージアムの管理に関し必要な事項は、別に定める。

別表(第9条関係)

1 特別展示室、講堂及び研修室使用料

区分	単位	使用料の額
特別展示室(全面)	略	
	午後5時後 30分当たり	2,370円
特別展示室(A)	略	
	午後5時後 30分当たり	1,270円
特別展示室(B)	略	
	午後5時後 30分当たり	1,110円
講堂	略	
	午後1時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	略 1,830円
研修室	略	
	午後1時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	略 740円

2 冷暖房使用料

区分	単位	使用料の額
特別展示室(全面)	略	
	午後5時後 30分当たり	990円
特別展示室(A)	略	
	午後5時後 30分当たり	530円

それによって生じた損害を賠償しなければならない。

- 3 博物館に保管を委託された資料が、災害その他の不可抗力によって損傷し、又は滅失した場合は、損害賠償の責任を負わない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

別表(第9条関係)

1 企画展示室、講堂及び研修室使用料

区分	単位	使用料の額
企画展示室(全面)	略	
	午後5時から午後7時30分 まで	9,900円
企画展示室(A)	略	
	午後5時から午後7時30分 まで	5,300円
企画展示室(B)	略	
	午後5時から午後7時30分 まで	4,600円
講堂	略	
	午後1時から午後5時まで	略
研修室	略	
	午後1時から午後5時まで	略

2 冷暖房使用料

区分	単位	使用料の額
企画展示室(全面)	略	
	午後5時から午後7時30分 まで	4,950円
企画展示室(A)	略	
	午後5時から午後7時30分 まで	2,650円

特別展示室 (B)	略 午後5時後 30分当たり		460円
講堂	略 午後1時から午後5時まで	略	
研修室	略 午後5時後 30分当たり		770円
	略 午後1時から午後5時まで	略	
	略 午後5時後 30分当たり		170円

企画展示室 (B)	略 午後5時から午後7時30分 まで		2,300円
講堂	略 午後1時から午後5時まで	略	
研修室	略 午後1時から午後5時まで	略	

3 附属設備及び器具の使用料

区分	単位	使用料の額	
展示ケースA	1台につき		
	1日当たり	1,500円	
展示ケースB	1台につき		
	午後5時後 30分当たり	100円	
展示ケースC	1台につき		
	1日当たり	1,200円	
展示ケースD	1台につき		
	午後5時後 30分当たり	80円	
展示ケースE	1台につき		
	1日当たり	1,000円	
展示台	1台につき		
	午後5時後 30分当たり	70円	
スポットライト	1台につき		
	1日当たり	900円	
演台	1台につき		
	午後5時後 30分当たり	60円	
スポットライト	1台につき		
	1日当たり	800円	
演台	1台につき		
	午後5時後 30分当たり	60円	
スポットライト	1台につき		
	1日当たり	200円	
演台	1台につき		
	午後5時後 30分当たり	20円	
スポットライト	1台につき		
	1日当たり	300円	
演台	1式につき		
	半日当たり	20円	
			500円

3 附属設備及び器具の使用料

区分	単位	使用料の額
展示ケースA	1台につき 1日当たり	1,500円
展示ケースB	1台につき 1日当たり	1,200円
展示ケースC	1台につき 1日当たり	1,000円
展示ケースD	1台につき 1日当たり	900円
展示ケースE	1台につき 1日当たり	800円
展示台	1台につき 1日当たり	200円
スポットライト	1台につき 1日当たり	300円
演台	1式につき 半日当たり	500円

司会者台	午後5時後	30分当たり	70円
	1台につき		
机	半日当たり		200円
	午後5時後	30分当たり	30円
いす	1脚につき		
	半日当たり		70円
マイクロホン	午後5時後	30分当たり	10円
	1本につき		
講堂用拡声装置	半日当たり		200円
	午後5時後	30分当たり	30円
研修室用拡声装置	1式につき		
	半日当たり		1,750円
講堂用ビデオプロジェクター	午後5時後	30分当たり	220円
	1式につき		
研修室用ビデオプロジェクター	半日当たり		1,120円
	午後5時後	30分当たり	140円
資料提示装置	1式につき		
	半日当たり		470円
調光装置	午後5時後	30分当たり	60円
	1式につき		
水平トライト	半日当たり		1,400円
	午後5時後	30分当たり	180円
サスペンション	1列につき		
	半日当たり		460円
	午後5時後	30分当たり	60円

司会者台	1台につき	半日当たり	200円
机	1脚につき	半日当たり	70円
いす	1脚につき	半日当たり	40円
マイクロホン	1本につき	半日当たり	200円
講堂用拡声装置	1式につき	半日当たり	1,750円
研修室用拡声装置	1式につき	半日当たり	1,120円
講堂用ビデオプロジェクター	1式につき	半日当たり	2,630円
研修室用ビデオプロジェクター	1式につき	半日当たり	1,750円
資料提示装置	1台につき	半日当たり	470円
調光装置	1式につき	半日当たり	1,400円
水平トライト	1列につき	半日当たり	460円
サスペンション	1列につき	半日当たり	340円

ライト	半日当たり	340円
	午後5時後 30分当たり	50円
ボーダーライト	1列につき	
	半日当たり	400円
	午後5時後 30分当たり	50円
シーリングライ ト	1列につき	
	半日当たり	560円
	午後5時後 30分当たり	70円

備考

- 1 この表において「1日」とは、午前9時から午後5時までの時間をいう。
- 2 この表において「半日」とは、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの時間をいう。

3～5 略

ライト		
ボーダーライト	1列につき半日当たり	400円
シーリングライ ト	1列につき半日当たり	560円

備考 この表において「半日」とは、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの時間をいう。

3～5 略

第1号様式 (第6条関係)

香川県立ミュージアム利用許可申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住所

氏名

(団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

香川県立ミュージアムの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

※利用する施設	特別展示室 (全面・A・B)・講堂・研修室												
利用日時	年月日 () 時分から 年月日 () 時分まで												
利用目的	行事等の名称												
	行事等の内容												
	利用予定人数												
※冷暖房の使用	有 (冷房・暖房)・無												
附属設備及び器具の使用	品名	単位	利用日及び利用数量										
			月日()			月日()			月日()				
				午前	午後	午後5時以降	午前	午後	午後5時以降	午前	午後	午後5時以降	
	講堂・研修室	演台	式										
		司会者台	台										
		机	脚										
		いす	脚										
		マイクホン	本										
		講堂用拡声装置	式										
		研修室用拡声装置	式										
		講堂用ビデオプロジェクター	式										
		研修室用ビデオプロジェクター	式										
		資料提示装置	台										
		調光装置	式										
		ホリゾンライト	列										
		サスペンションライト	列										
		ボーダーライト	列										
	シーリングライト	列											
	特別展示室	展示ケースA	台										
		展示ケースB	台										
		展示ケースC	台										
		展示ケースD	台										
		展示ケースE	台										
		展示台	台										
		スポットライト	台										
	※電気特別使用	有・無		(電気器具の種別及び定格消費電力)									
	利用責任者	住所											
氏名													
連絡先 () -													
備考													

注1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 午前とは午前9時から正午までをいい、午後とは午後1時から午後5時までをいいます。

第1号様式 (第6条関係)

香川県歴史博物館利用許可申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住所

氏名

(団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

香川県歴史博物館の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

※利用する施設	企画展示室 (全面・A・B)・講堂・研修室												
利用日時	年月日 () 時分から 年月日 () 時分まで												
利用目的	行事等の名称												
	行事等の内容												
	利用予定人数												
※冷暖房の使用	有 (冷房・暖房)・無												
附属設備及び器具の使用	品名	単位	利用日及び利用数量										
			月日()			月日()			月日()				
				午前	午後	午後5時以降	午前	午後	午後5時以降	午前	午後	午後5時以降	
	講堂・研修室	演台	式										
		司会者台	台										
		机	脚										
		いす	脚										
		マイクホン	本										
		講堂用拡声装置	式										
		研修室用拡声装置	式										
		講堂用ビデオプロジェクター	式										
		研修室用ビデオプロジェクター	式										
		資料提示装置	台										
		調光装置	式										
		ホリゾンライト	列										
		サスペンションライト	列										
		ボーダーライト	列										
	シーリングライト	列											
	企画展示室	展示ケースA	台										
		展示ケースB	台										
		展示ケースC	台										
		展示ケースD	台										
		展示ケースE	台										
		展示台	台										
		スポットライト	台										
	※電気特別使用	有・無		(電気器具の種別及び定格消費電力)									
	利用責任者	住所											
氏名													
連絡先 () -													
備考													

注1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 午前とは午前9時から正午までをいい、午後とは午後1時から午後5時までをいいます。

第2号様式（第7条関係）

香川県立ミュージアム利用許可変更申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住所
氏名
(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号 () —

年 月 日付けで許可のあつた香川県立ミュージアムの利用について、
次のとおり変更したいので申請します。

	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
備 考			

第2号様式（第7条関係）

香川県歴史博物館利用許可変更申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住所
氏名
(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号 () —

年 月 日付けで許可のあつた香川県歴史博物館の利用について、次の
とおり変更したいので申請します。

	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
備 考			

第3号様式（第8条関係）

香川県立ミュージアム利用中止届

年 月 日

香川県教育委員会 殿

届出者 住 所

氏 名

（団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

届出者 住 所

氏 名

（団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

年 月 日付けで許可のあつた香川県立ミュージアムの利用について、
次のとおり中止したいので届け出ます。

許可 済の 内容	行事等の名称	
	利用日時	
	利用する施設	
中止の理由		
備 考		

第3号様式（第8条関係）

香川県歴史博物館利用中止届

年 月 日

香川県教育委員会 殿

年 月 日付けで許可のあつた香川県歴史博物館の利用について、次の
とおり中止したいので届け出ます。

許可 済の 内容	行事等の名称	
	利用日時	
	利用する施設	
中止の理由		
備 考		

第4号様式（第11条関係）

観覧料免除申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住所
氏名

次により入室したいので観覧料を免除してください。

引率者職氏名	
学校等名	
目的	
人員（引率者を除く。）	
入室日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

附 則
（施行期日）

第4号様式（第11条関係）

観覧料免除申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

申請者 住所
氏名

次により入室したいので観覧料を免除してください。

目的	
学校名	
人員（引率者を除く。）	
引率者職氏名	
入室日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに香川県歴史博物館の利用の申請を行った者の当該利用の許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第1号様式から第4号様式までによる用紙は、当分の間、使用することができる。